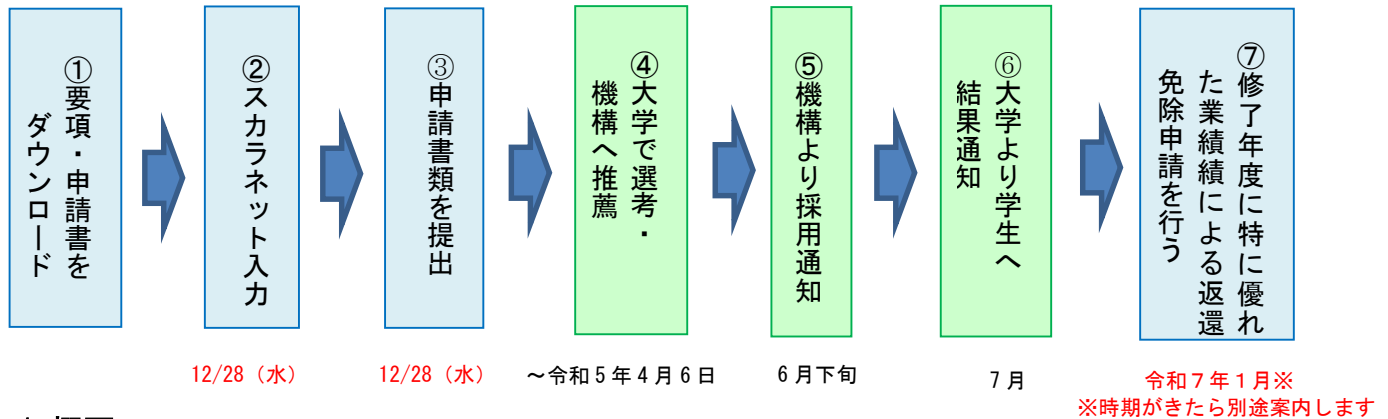


令和 5 年度博士前期課程及び専門職学位課程進学予定者に 係る特に優れた業績による返還免除内定候補者申請要項

〔手続きの流れ〕 申請者は、**朱書**の時期までに①～③を行ってください。



1. 概要

本制度は、博士前期課程及び専門職学位課程（以下「博士前期課程等」という。）の入学時に、貸与を受ける予定の第一種奨学金の返還免除を「内定」する制度です。

返還免除内定候補者になると、博士前期課程等において貸与を受けた第一種奨学金の全額又は半額が免除されます。従来の第一種奨学金の返還免除制度は存在し、**本制度は入学時点でその内定を得ることができる**というものになります。本制度に申し込めなくても従来の制度が残っておりますので、免除される機会がなくなった訳ではありません。

なお、内定されても取消がされることがありますので本要項で、必ずご確認ください。

【重要】申請前の注意事項

- ・返還免除内定制度を利用するためには、**本制度への申請とは別に日本学生支援機構第一種奨学金の申請を行うことが必要**です。
この制度の申請だけでは第一種奨学金の貸与を受けることはできません。
- ・返還免除内定者の選考基準と奨学生の採用基準は異なるため、返還免除内定者となっても、第一種奨学金の奨学生として採用されない場合があります。
第一種奨学生に採用されなかった場合は、返還免除の内定は**無効**となります。
- ・返還免除内定者が、第一種奨学金の貸与中に適格認定基準における「**廃止**」「**停止**」「**警告**」に該当した場合は返還免除の内定は**無効**となります。
- ・返還免除内定候補者に採用された場合は2年生への進級時に「**中間評価**」があり内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認します。学業成績不振などにより、内定を取り消される場合があります。
- ・本学大学院の博士前期課程等に入学を予定していない場合は申請できません。
また、複数の研究科へ入学予定とした申請を行うことはできません。（**申請は1人につき1つの大学・研究科へ1回のみ可能**です。）
- ・本制度に内定した場合でも自動的に返還は免除されません。**第一種奨学金の貸与終了年度における「特に優れた業績による返還免除」の申請が必要**です。内定時には「全額免除」「半額免除」いずれになるかはわかりません。貸与終了時に「特に優れた業績による返還免除」に申請し、その業績により「全額免除」「半額免除」いずれかに決定します。申請時には、**同様の業績書類を提出頂き、順位を付して日本学生支援機構に推薦**いたします。
「特に優れた業績による返還免除」の申請を行わない場合は返還免除の内定は**無効**となります。

2. 募集枠

博士前期課程	募集あり（8名）
専門職学位課程 （教育学研究科高度教職実践専攻）	募集なし（今年度は本制度の推薦枠はありません）

3. 対象者（令和5年度入学予定者）

令和5年度に本学博士前期課程へ進学し、第一種奨学金の貸与を受ける予定で、以下の①～③すべてを満たす者（留学生除く。外国籍の学生の場合は「法定特別永住者」、「永住者」、「定住者」等のみが対象）

①本制度申請時において以下の【A】又は【B】に該当する者

【A】「高等教育の修学支援新制度」の支援区分が「第Ⅰ区分」「第Ⅱ区分」「第Ⅲ区分」のいずれかに該当する者（※）又は2019年度以前に採用された日本学生支援機構の給付奨学金を受給中の者（※）給付奨学金を利用せず、新制度の授業料減免のみを利用している方も含まれます。

【B】「高等教育の修学支援新制度」は利用していないが、申請者（入学予定者）本人と生計維持者（父母がいる場合は原則として父母の両方）の全員について住民税所得割額が非課税（市町村民税所得割額が0円）である世帯の者

②本制度申請時において令和5年度博士前期課程入学者選抜に合格している者又は出願を受理（受験番号が通知）されている者

③入学目的と研究計画から、将来、「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められる者

4. スカラネット入力期限及び申請書類受付日時について

スカラネット 登録期限等	令和4年12月28日（水）
	別紙「スカラネット入力下書き用紙」に必要事項を記入の上、申請登録をして下さい。 （入力に時間がかかると強制的にログアウトになる場合があります。） 【識別番号】 <input type="text" value="ユーザID: 103002"/> <input type="text" value="パスワード: 77etj89t"/> ・パスワードはスカラネット入力時は非表示になります。 ・ユーザーIDとパスワードは、半角英数での入力となります。ログイン出来ない場合はパソコン上のWordやメモ帳で入力文字を確認し、コピーペーストにて入力ください。O（大文字のオー）、I（大文字のアイ）、l（小文字のエル）は使用していません。 <注意>・スカラネット入力期限の翌日に担当係がデータをダウンロードする予定です。期限を過ぎて入力されたデータは選考対象とすることができません。 ・必ず受付番号は控えて下さい。
申請書類 受付日時等	令和4年12月28日（水）までに窓口へ提出してください。
	<峰キャンパス> 学生支援課奨学支援係（学務棟（ミニストップの入っている建物）2階） <陽東キャンパス> 陽東学務課学生係（学生プラザ（図書館の併設されている建物）1階） <営業時間> 平日8時30分～17時00分
郵送でも受け付けます 配達の記録が残る形で送付ください。	<郵送期日> 令和4年12月28日（水）※消印有効 <郵送宛先> 〒321-8505 宇都宮市峰町350 宇都宮大学 学生支援課 奨学支援係

5. 申請書類について

番号	提出書類	対象者	該当 に✓	注意事項等
1	申請書	全員	✓	別紙「宇都宮大学博士課程進学予定者に係る特に優れた業績による返還免除内定候補者申請書」を使用して下さい。
2	大学院合格通知の写し	全員	✓	※これから受験予定のものは別途連絡ください
3	現在在学している大学の成績証明書	宇都宮大学以外の出身者は全員		①申請時に発行できる最新の成績証明書 ※2022年度前期までの成績が反映されたもの。 ※既卒者は「現在在学している」を「最後に卒業（修了）した」に読み替えて下さい。
4		JASSOの給付奨学金を受給している者		「スカラネット「B-2. (8)」に奨学生番号を入力し、エラーメッセージが出なければ該当欄に✓して下さい。
5	支援区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）が記載された『授業料減免認定通知書』のコピー	上記4に該当しないが、高等教育の修学支援新制度の授業料減免を受けている者		左記の書類を所持していない場合は、現在在籍している学校に依頼して下さい。
6	下記の「父母の状況（A～J）」で該当するものに✓し、8～10に回答	上記4と5のどちらにも該当しない者		【注意点】 申請者と生計維持者の市区町村民税所得割が 非課税 でない場合は申請できません。

4と6はいずれか1つに✓



7 父母の状況 ※上記7の該当者のみ回答下さい。		該当に✓	「所得証明書（課税証明書）」提出対象者（次頁の8の①～④）
A	父母ともにいる（職や収入の有無、同居/別居は問わない）		①、②、③ ※無職無収入でも全員必須
B	父母が離婚調停中で、父（母）は母（父）と別居し、あなたへの支援はない		①、あなたと生計を共にする親（②又は③）
C	父母は離婚し、あなたと生計を共にする親は再婚（事実婚を含む）していない		①、あなたと生計を共にする親（②又は③）
D	父母は離婚していて、あなたと生計を共にする親が再婚（事実婚を含む）している		①、②、③（②③は親とその再婚相手とする）
E	父又は母と死別し、存命の親は再婚（事実婚を含む）していない		①、あなたと生計を共にする親（②又は③）
F	父又は母と死別し、存命の親は再婚（事実婚を含む）している		①、②、③（②③は親のその再婚相手とする）
G	父又は母が意識不明（精神疾患を含む）により意思疎通ができない		①、意思疎通ができる親（②又は③）
H	生別（意識不明を含む）又は死別により父母ともにおらず、代わってあなたを支援する人がいる		①と④（具体的な続柄を記入）
I	生別（意識不明を含む）又は死別により父母ともにおらず、あなたは他の親族等の支援を受けていない		①のみ
J	あなたが結婚していて、あなたが配偶者を扶養に入れている		①のみ

8～10 確認項目 ※上記7の該当者のみ回答下さい。		該当に✓	提出書類
8	上表の対象者全員について市区町民税所得割が非課税である		あなたと生計維持者の『所得証明書』（若しくは『課税証明書』）
	① 申請者（あなた自身）	✓	※以下の全てに該当する書類のみ有効 ・スカラネット入力日から3ヶ月以内に日本の市区町村役場で発行されたもの
	② 父（又は母の再婚相手）		・令和4年度(令和3年1月～令和3年12月分)所得に係る「市区町村民税の所得割額」が「0円」と記載されたもの
	③ 母（又は父の再婚相手）		注：海外居住のため日本の『所得証明書』が発行できない場合は担当までご相談下さい。
	④ 父母に代わる主な生計維持者（あなたとの続柄： ）		
9	父母の状況が上表の C、E、H、I のいずれかである		『戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)』
10	父母の状況が上表の B、G、H、I のいずれかである		父母の状況が分かる書類のコピー (弁護士・病院・公的機関等による証明等)

6. 返還免除内定者の発表について

7月中旬以降に教務ポータルにて発表予定です。その際、内定者の発表まで「スカラネット受付番号」が分からなくならないように管理を徹底してください。

※個々人の認定結果についての照会には応じられません。